

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都西多摩郡日の出町大字平井969番地

氏名 藤谷産業株式会社
代表取締役 藤谷 弘司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 平成28年 3月 27日

許可の有効年月日 平成33年 3月 26日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む）（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（以上10種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥（水銀電池に限る）、廃プラスチック類（発泡スチロールを除く）、金属くず（あき缶を
除く）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む）

（以上4種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

住所：東京都西多摩郡日の出町大字平井34番6

積替え保管面積：180㎡ 最大保管高さ：2.0m

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする

(2) 積替え保管する廃棄物の搬入は、全て自ら行い他人にこれを委託してはならない

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及び
その他の関係法令を遵守すること

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと

4 許可の更新・変更の状況

平成18年 3月 27日

新規許可

平成28年 3月 27日

更新許可（第2回） 積替え保管の種類の変更

平成29年 8月 22日

変更届 積替え保管場所の追加（廃プラスチック類（発泡スチロールを除く））

平成30年 2月 21日

変更届 積替え保管の種類（汚泥）及び保管場所（水銀使用製品産業廃棄物）の
追加

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



東京都

(裏面)

許可番号 第13-10-126110号

2 積替え保管施設

住所：東京都西多摩郡日の出町大字平井34番6

積替え保管面積：180 m² 最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類（発泡スチロールを除く）	コンテナ 1基	11.6 m ³
	直置き	23.0 m ³
金属くず（あき缶を除く）	コンテナ 1基	11.6 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃家電に限る）	コンテナ 1基	11.6 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（廃蛍光灯に限る）（水銀使用製品産業廃棄物）	ドラム缶 1個	0.33 m ³
汚泥、金属くず（水銀電池に限る）（水銀使用製品産業廃棄物）	ドラム缶 1個	0.25 m ³
合 計		58.38 m ³

(以下余白)